

# アイルランド及びポーランドの B S E 対策の経緯等について

# ■ アイルランドのBSE対策の経緯

- |              |   |
|--------------|---|
| <b>1989年</b> | ・ 1988年以前に生まれた英国産牛のEC域内への輸出禁止（EEC <sup>注</sup> ）      |
| <b>1990年</b> | ・ 臨床症状牛のサーベイランスの開始                                    |
| <b>1994年</b> | ・ 肉骨粉の反すう動物用飼料としての販売と給餌禁止（事実上のほ乳動物由来たん白質の反すう動物への使用禁止） |
| <b>1995年</b> | ・ 英国産牛の6ヶ月齢超の脳・せき髄等のEC域内への輸出禁止（EEC）                   |
| <b>1996年</b> | ・ ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への使用禁止（EU <sup>注</sup> ）            |
| <b>1997年</b> | ・ レンダリングに高圧処理基準の導入                                    |
| <b>2000年</b> | ・ 英国からの生体牛のEU域内への輸出禁止(EU)                             |
| <b>2001年</b> | ・ 英国からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出禁止(EU)                      |
| <b>2002年</b> | ・ 肉骨粉の製造、利用等（単胃動物向け）に許可制を導入。（反芻動物用飼料への交差汚染防止）         |
| <b>2006年</b> | ・ アクティブサーベイランス開始                                      |
| <b>2008年</b> | ・ レンダリング条件（133℃ 3気圧20分）を設定                            |
| <b>2009年</b> | ・ 健康と畜牛のBSE検査開始（965頭）、死亡牛のサーベイランス開始                   |
| <b>2011年</b> | ・ すべての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止                             |
| <b>2013年</b> | ・ 健康と畜牛のBSE検査（30ヶ月齢超）（2001年1月）                        |
|              | ・ 緊急と畜牛のサーベイランスを開始し、基準を24ヶ月齢超に設定（2001年1月）             |
|              | ・ 死亡牛のサーベイランスの基準を24ヶ月齢超に設定（2001年6月）                   |
|              | ・ T S E 規則（生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定）（EU）           |
|              | ・ 畜産副産物規則（S R M等の動物副産物の回収、処理及び廃棄等の規制、2011年改訂）（EU）     |
|              | ・ 英国からの生体牛のEU域内への輸出解禁（1996年8月1日以前に生まれた牛を除く）（EU）       |
|              | ・ O I E 総会（B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定）               |
|              | ・ 健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ(2009年1月)             |
|              | ・ 緊急と畜牛、死亡牛のサーベイランスの基準を48ヶ月齢超に引き上げ（2009年1月～）          |
|              | ・ 健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を72ヶ月齢超に引き上げ(2011年7月)             |
|              | ・ 健康と畜牛のB S E 検査を廃止(2013年4月～)                         |

(注) 欧州連合（EU）、欧州経済共同体(EEC)によるBSE対策

資料作成協力:農林水産省



# ポールのBSE対策の経緯

- |  |  |
|--|--|
| <b>1987年</b><br><b>(1989年)</b><br><b>1997年</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>・生体牛の輸入規制（過去5年以内にBSEが確認された農家からの輸入禁止）<br/>（東欧革命）</li><li>・生体牛の輸入規制強化（英国、アイルランド、スイスから導入していないこと等）</li><li>・飼料製造におけるライン分離（反芻動物・非反芻動物）を再徹底</li><li>・レンダリング条件（133℃3気圧60～180分）の実質的導入</li></ul>  |
| <b>1998年</b>                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・英国、アイルランド、スイスからの肉骨粉等の輸入禁止（1999年以降、ポルトガル、フランス、ベルギー、スペイン、オランダ、イタリア等順次禁止対象国に追加。2001年に全面輸入禁止）</li><li>・サーベイランスを開始（対象：全ての神経症状牛及び一部健康と畜牛）</li></ul>   |
| <b>1999年</b><br><b>2000年</b>                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・肉骨粉の反芻動物用飼料への使用禁止</li><li>・BSEサーベイランスの基準変更（2000年6月：緊急と畜牛（24ヶ月齢超の一部）、死亡牛（24ヶ月齢超の一部））</li><li>・BSEサーベイランスの基準変更（2000年11月：緊急と畜牛（30ヶ月 齢超）、死亡牛（30ヶ月齢超の一部））</li></ul>  |
| <b>2001年</b>                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を30ヶ月齢超に設定（2000年11月）</li><li>・BSEサーベイランスの基準を変更（2001年6月：緊急と畜牛（24ヶ月齢超））</li><li>・BSEサーベイランスの基準を変更（2001年11月：死亡牛（24ヶ月齢超））</li><li>・反芻動物への肉骨粉給与禁止</li></ul>  |
| <b>2003年</b><br><b>2004年</b>                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・家畜への肉骨粉の飼料給与禁止</li><li>・欧州連合（E U）に加盟（レンダリング条件、飼料規制等のEU規則への整合）（2004年5月）</li></ul>  |
| <b>2006年</b><br><b>2008年</b><br><b>2011年</b>   | <ul style="list-style-type: none"><li>・英国からの生体牛のEU域内への輸出解禁（1996年8月1日以前に生まれた牛を除く）（EU<sup>注</sup>）</li><li>・O I E 総会（B S E ステータスが「管理されたリスク」の国と認定）</li><li>・農場死亡牛及び緊急と畜牛のサーベイランスの対象月齢を48ヶ月齢超に引き上げ（2011年7月～）</li><li>・健康と畜牛のB S E 検査対象月齢を72ヶ月齢超に引き上げ（2011年7月～）</li></ul> |

（注）欧州連合（EU）によるBSE対策

資料作成協力：農林水産省



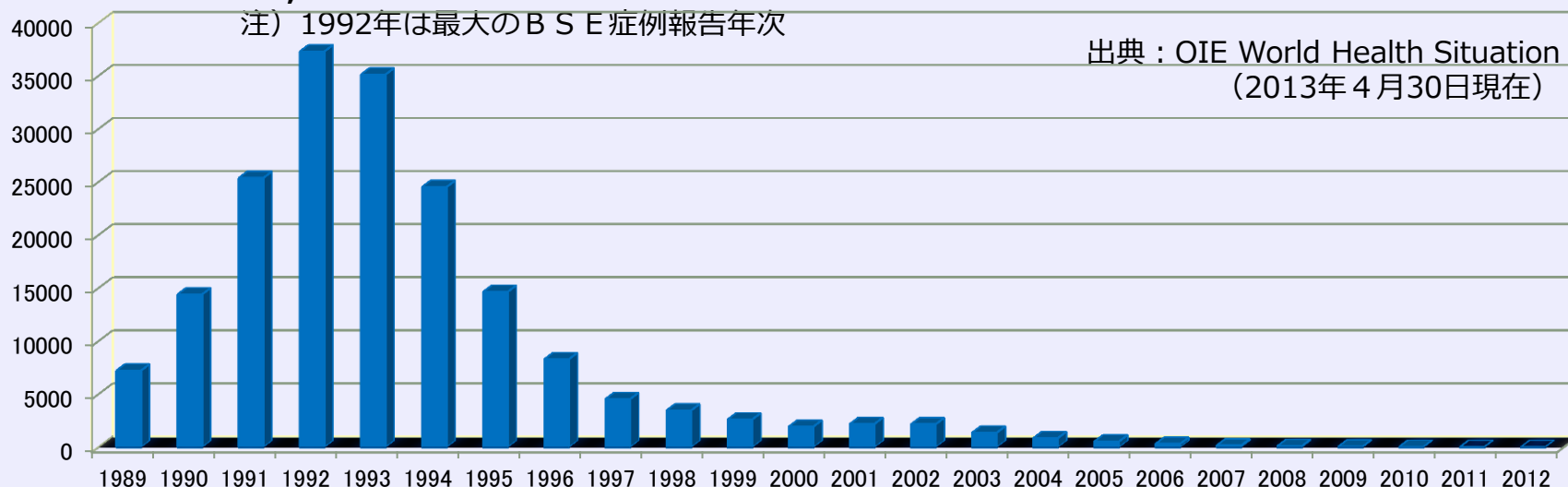
# 世界のBSE発生件数の推移

37,316頭

注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

出典：OIE World Health Situation  
(2013年4月30日現在)

頭数



単位：頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	190,643
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	5,961
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1,654)
(ポ-ランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(74) <sup>(注2)</sup>
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	184,621
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2 <sup>(注1)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 <sup>(注3)</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1






(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) 2013年4月に1頭発生。

(注3) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



# ■ 各国のBSE検査体制

	日本  4/1以降 改正後 (7/1以降)	米国 	カナダ 	EU 	OIE基準 	
食肉検査	30ヶ月齢超	48ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超 <sup>(注3)</sup> -(注4)	
発生状況調査 (注1) (高リスク牛 <sup>(注2)</sup> )	24ヶ月齢以上の死亡牛等	24ヶ月齢以上の死亡牛等	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部	30ヶ月齢超の高リスク牛の一部	48ヶ月齢超の高リスク牛	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

アイルランドは、本年4月に健康牛の検査は廃止。

ポーランドは、2014年1月から検査対象を96ヶ月齢超に引き上げ予定。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。



# ■ 各国の特定危険部位(SRM)

## 日本

- ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30ヶ月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄  
（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・30ヶ月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）  
（食品、添加物の規格基準）

## 米国

- ・30ヶ月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部  
（9 CFR Parts 310）

## カナダ

- ・30ヶ月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部  
（Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296）





## EU（アイルランド、ポーランド）

- ・12ヶ月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・30ヶ月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜  
（REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V）

## OIE(管理されたリスクの国)

- ・30ヶ月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部  
（OIE Terrestrial Animal Health Code 2011 CHAPTER11.5.14）

# 飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU (アイルランド・ポーランド) 	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。